

掘削や増掘、動力装置の許可申請について

〔温泉を掘削するとき〕

温泉をゆう出させる目的で土地を掘削するときは、**温泉掘削許可申請**をしてください。

温泉をゆう出させる以外の目的で掘削するときでも、温泉のゆう出が客観的に予想されるときなどには、許可が必要となる場合がありますので、事前に保健所に相談してください。

1	申請書の様式	別記第1号様式
2	申請手数料	134,400円（金額相当の収入証紙をちょう付してください。申請手数料は令和2年4月1日現在（以下の申請手数料に同じ。）
3	提出部数	1部
4	記載上の注意	
	(1)申請者	<p>ア 個人又は法人名で申請してください。</p> <p>イ 温泉利用協同組合などの任意団体又は多数の人が共同で申請する場合は、代表者の名義で申請してください。 なお、この場合は、代表者であることを証明する書類（規約、議事録、他の団体構成員等の同意書など。）が必要です。</p> <p>ウ 法人の支店などが法人名義で申請する場合は、支店長の代表権を証明する書類又は法人本社の委任状などが必要です。</p>
	(2)温泉利用の目的	公衆浴場、旅館の浴用、分譲住宅の給湯、温室栽培用のように具体的に記載してください。
	(3)掘削地	<p>ア 土地登記事項証明書又は河川敷地占有許可書などに記載されている所在地、地目を記載してください。</p> <p>イ 傾斜掘さくの場合は、孔口から孔底に至る地表面の全ての地番を記載してください。</p>
	(4)口径	地表面におけるケーシング管の内径で、「ミリメートル」単位で記載してください。
	(5)備考	ボーリングの方法（ロータリーボーリング、パーカッションボーリングなど。）のほか、工事の請負人がいる場合は、その住所及び氏名を記載してください。
5	添付書類	
	(1)利用計画書	<p>ア 旅館、公衆浴場における利用の場合</p> <p>(ア) 利用する施設の構造に関する書類 浴室、浴槽、飲泉所、貯水槽及び配管の図面（縮尺及び寸法を明記し、容積が算定できる平面図、正面図及び断面図。）</p> <p>(イ) 温泉の必要量が記載された書類 算出基礎が記載されたもので、湯張りなどに必要とする最大必要量と平常時の必要量が異なる場合には、双方を記載してください。</p> <p>(ウ) 工事中及び利用後の排水計画書</p>

	<p>排水の処理方法や排水経路、排出先などが記載されたもの。</p> <p>(エ) 温泉利用施設建設の着手及び完成予定年月日。</p> <p>イ 分譲住宅の給湯に利用する場合</p> <p>(ア) 分譲地の規模に関する書類（総面積、区画数、造成事業者名、工事請負者名など。）</p> <p>(イ) 前記アの(イ)～(エ)の書類</p> <p>ウ 農業、漁業、その他の利用の場合</p> <p>(ア) 利用する施設の規模に関する書類（縮尺及び寸法が明記された図面等）</p> <p>(イ) 前記アの(イ)～(エ)の書類</p> <p>※ 利用計画の作成に当たっては、温泉資源の適正利用と保護のため、配管に保温効果の高いものを用いたり、貯湯槽を設けるなど、利用量が必要最小限になるように設備等の工夫をしてください。</p>
(2)地形図	<p>国土地理院が作成した縮尺5万分の1の地形図又はそれを複製したものなどに、掘さく場所の位置を明記したもの。</p>
(3)周囲の 見取図	<p>ア 掘さく場所の周囲500メートルの範囲の状況が記載された縮尺1万分の1以上の地図。</p> <p>イ 周囲に既存の温泉がある場合は、既存の温泉と申請場所との位置関係、距離を記載した周囲の状況が把握できるもの。</p>
(4)工事の施工方法に 関する書類	<p>掘さく仕上げ断面図など、掘さく口径、深度、ケーシングプログラムなどが記載されたもの。</p>
(5)孔口装置図	<p>温泉のゆう出を停止又は制限できる装置（調整バルブ等）、揚水量や温度の測定できる装置及び水位測定孔が図示されたもの。</p>
(6)地籍図又は測量図	<p>掘削場所の位置が明記された地籍図又は測量図</p>
(7)土地を使用 する権利を 証明する 書類	<p>ア 自己所有地の場合 土地登記事項証明書</p> <p>イ 共有地の場合 共有者全員の承諾書及び印鑑証明書</p> <p>ウ 他者の所有地の場合</p> <p>(ア) 土地登記事項証明書</p> <p>(イ) 土地使用に関する承諾書又は契約書の写しなど</p> <p>(ウ) 土地所有者の印鑑証明書</p> <p>土地所有者が、国又は地方公共団体の場合は必要ありません。</p> <p>エ 法令の制限を受けている地域の場合</p> <p>(ア) 申請地点が自然公園法、農地法、河川法、森林法などによりその使用の制限を受けている場合は、その許可書などの写し。</p> <p>(イ) 許認可等に係る手続き中である場合は、その申請書の写しなどを申請の際に添付し、許認可後に許可書などの写しを提出してください。</p> <p>(ウ) 国有林野の場合は、国有林野貸付意見書の写しでも結構です。</p> <p>※ 参考法令等別紙1土地の開発等の規制に関する主な法令等の規程</p>

(8)誓約書	<p>ア 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約書。</p> <p>イ 揚水試験及び影響試験の終了後は直ちに試験及び調査に要した一切の施設、設備を撤去する旨の誓約書</p>
(9)定款又は寄付行為の写し	<p>ア 申請者が法人の場合は提出してください。</p> <p>イ 法人の登記事項証明書でも結構です。</p>
(10)同意書又は理由書	<p>掘削場所の周囲500メートル以内にある源泉の所有者からの申請内容についての同意書。ただし、附近の源泉所有者の都合で同意書が取得できない場合は、その理由が記載された書面（理由書）を提出してください。</p> <p>なお、500メートル以上離れている源泉の所有者からもできるだけ同意を得るよう努めてください。</p>
(11)設備の配置図及び主要な設備の構造図	<p>設備の配置図には、事務所等の付帯設備のほかに、可燃性ガス警報設備の位置（可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合）や消火器の位置、掘削口、泥水の放流口及び敷地境界の位置を記入し、掘削工事現場全体を上から見た設備の配置図としてください。</p> <p>また、主要な設備の構造及び能力について一覧を作成してください。</p> <p>主要な設備とは巻揚機（ドロワークス）、泥水ポンプ（マッドポンプ）、やぐら、噴出防止装置などをいいます。</p> <p>※ 作成例 H20年環境省作成パンフレットP5～6</p>
(12)施設の位置構造及び設備並びに掘削の方法が基準に適合することを証する書面	<p>可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の掘削及び可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合の掘削について各々証する書面を作成例により作成して申請書に添付してください。</p> <p>※ 参考法令等別紙5</p> <p>◎ 温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面</p>
(13)掘削時災害防止規程	<p>掘削する場合は、掘削時災害防止規程を作成し、申請書に添付するとともに現場に備えてください。</p> <p>可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場所又はおそれがない場所での掘削にあわせて規程を作成してください。</p> <p>規程に示されている別紙1から4のうち別紙1及び2の提出が必要ですが、そこに示されている各体制が未定の場合は理由書を添付してください。</p> <p>また、後日、掘削工事着手届に添付するなど必ず提出してください。</p> <p>※ 参考法令等別紙6</p> <p>◎ 災害防止規程（掘削）</p>
(14)その他	<p>温泉地の特殊な事情により、特別な書類の提出を求められることがありますので、保健所の指示に従ってください。</p>
6 申請に際しての注意	<p>(1) 申請後、掘削地点は変更できませんので、場所の選定は慎重にしてください。</p> <p>(2) 掘削地点、掘削深度、口径などを変更するときは、新たな許可が必要となる場合がありますので、事前に保健所に相談してください。</p> <p>(3) 掘削地点ごとに許可が必要です。同一地番内での掘</p>

	<p>削であっても、掘削地点ごとに申請してください。</p> <p>(4) 掘削地点には、「温泉掘削地点」と「申請者氏名」を表示した角柱を地表約1メートルの高さに立ててください。</p> <p>(5) 掘削工事は建設業法により国土交通大臣又は知事の許可を受けた業者でなければ施工できませんので、注意してください。</p> <p>(6) 許可の有効期間は許可日から2年間です。その期間内に工事が完了しない場合、原則、許可は失効します。</p> <p>(7) 許可指令書を受け取る際に、保健所の温泉監視員から工事や利用にあたっての注意がありますので、御理解のうえ、違反のないようにしてください。</p> <p>(8) 掘削予定地が可燃性天然ガスの噴出のおそれがある地域であるか否かについての判断は、特定することは困難であることから、当分の間は事前の相談の時に個々に検討し、判断することとしますので、掘削地点等を決定し、申請する前に必ず保健所に相談してください。</p> <p>(9) 掘削予定地が可燃性天然ガスの噴出のおそれがないとの判断の下に許可された場合であっても、掘削の際に可燃性天然ガスの噴出又はその兆候を確認したときは直ちに工事を中止し、管轄の保健所又は北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告をしてください。</p> <p>(10) 土地には自然公園法等他の法令による規制がかけられている場合がありますので、申請前に十分な調査をしてください。</p>
--	--

[温泉を増掘するとき]

温泉のゆう出路の口径の拡張や深度の増加又はゆう出路の切り下げなどゆう出路に変更を加えてゆう出量を増加させようとするときは、**温泉増掘許可申請**をしてください。

1	申請書の様式	別記第6号様式その1
2	申請手数料	123,100円（金額相当の収入証紙をちょう付してください。）
3	提出部数	1部
4	記載上の注意	[温泉を掘削するとき] 4記載上の注意を参考にしてください。
5	添付書類	添付する書類は、[温泉を掘削するとき] 5添付書類を参考にしてください。
	(1)利用計画書	[温泉を掘削するとき] 5添付書類と同じもの。
	(2)理由書	増掘工事をしなければならない理由を記載したもの。
	(3)地形図	増掘の場所の位置を明記した縮尺5万分の1の地形図
	(4)周囲の周見取図	ア 増掘する場所の周囲500メートルの範囲の状況が記載された縮尺1万分の1以上の地図。 イ 周囲に既存の温泉がある場合は、既存の温泉と申請

	場所との位置関係、距離を記載した周囲の状況が把握できるもの。
(5) 温泉の成分分析に関する書類	都道府県の知事の登録を受けた登録分析機関の温泉分析書の写し。
(6) 工事の施工方法に関する書類	[温泉を掘削するとき] 5 添付書類と同じもの
(7) 孔口装置図	[温泉を掘削するとき] 5 添付書類と同じもの
(8) 誓約書	ア 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約書(法第11条第2項)。 イ 揚水試験及び影響試験の終了後は直ちに試験及び調査に要した一切の施設、設備を撤去する旨の誓約書
(9) 地籍図又は測量図	増掘場所の位置が明記された地籍図又は測量図
(10) 土地を使用する権利を証明する書類	[温泉を掘削するとき] 5 添付書類と同じもの
(11) 定款又は寄付行為の写し	ア 申請者が法人の場合は提出してください。 イ 法人の登記事項証明書でも結構です。
(12) 同意書又は理由書	[温泉を掘削するとき] 5 添付書類と同じもの
(13) 設備の配置図及び主要な設備の構造図	設備の配置図には、事務所等の付帯設備のほかに、可燃性ガス警報設備の位置(可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合)や消火器の位置、掘削口、泥水の放流口及び敷地境界の位置を記入してください。 また、主要な設備の構造及び能力について一覧を作成してください。 主要な設備とは巻揚機(ドローワークス)、泥水ポンプ(マッドポンプ)、やぐら、噴出防止装置などをいいます。 ※ 作成例 H20年環境省作成パンフレットP5～6
(14) 施設の位置構造及び設備並びに増掘の方法が基準に適合することを証する書面	可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の増掘及び可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合の増掘について各々証する書面を作成し申請書に添付してください。 ※ 作成例別紙5 ◎ 温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面
(15) 掘削時災害防止規程	増掘する場合は、増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程を「掘削時災害防止規程」を参考に作成し、申請書に添付するとともに現場に備えてください。 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場所又はおそれがない場所での増掘にあわせて規程を作成してください。 規程に示されている別紙1から4のうち別紙1及び2の提出が必要ですが、そこに示されている各体制が未定の場合は理由書を提出してください。 また、後日、増掘工事着手届に添付するなど必ず提出

		してください。
6	申請に際しての注意	<p>(1) 許可の有効期間は許可日から2年間です。その期間内に工事を完了が完了しない場合、原則、許可は失効します。</p> <p>(2) 許可指令書を受け取る際に、保健所の温泉監視員から工事や利用にあたっての注意がありますので、ご理解のうえ、違反のないようにしてください。</p> <p>(3) 増掘予定地が可燃性天然ガスの噴出のおそれがある地域であるか否かについての判断は、特定することは困難であることから、当分の間は事前の相談の時に個々に検討し、判断することとしますので、申請する前に事前に必ず保健所に相談してください。</p> <p>(4) 増掘削予定地が可燃性天然ガスの噴出のおそれがないとの判断の下に許可がされた場合であっても、増掘の際に可燃性天然ガスの噴出又はその兆候を確認したときは直ちに工事を中止し、管轄の保健所又は北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告をしてください。</p>

[動力を装置するとき]

温泉のゆう出量を増加させるためにゆう出路に動力を装置するときは、**温泉動力装置許可申請**をしてください。

1	申請書の様式	別記第6号様式その2
2	申請手数料	113,000円（金額相当の収入証紙をちょう付してください。）
3	提出部数	1部
4	記載上の注意	[温泉を掘削するとき] 4記載上の注意を参考にしてください
	(1)目的、動力装置場所、ゆう出路の口径	[温泉を掘削するとき] 4記載上の注意を参考にしてください。
	(2)動力装置の内容の「型式」	水中ポンプ、エアコンプレッサー、吸引装置（ゆう出路配管内の空気吸引による自噴誘導。サイフォン方式。）などのように記載してください。
	(3)動力装置の内容の「口径」	動力装置がエアコンプレッサーの場合は、送気管の口径を記載してください。
	(4)備考	ア 工事の請負人がいる場合は、その住所及び氏名を記載してください。 イ 既に動力が装置されている場合は、その内容を記載してください。
5	添付書類	添付する書類は、[温泉を掘削するとき] 及び [温泉を増掘するとき] 5添付書類を参考にしてください。

(1)利用計画書	[温泉を掘削するとき]と同じもの
(2)理由書	動力装置の工事をしなければならない理由を記載したもの。
(3)地形図	動力装置の場所の位置が明記された縮尺5万分の1の地形図
(4)周囲の見取図	ア 動力装置の場所の周囲500メートルの範囲の状況が記載された縮尺1万分の1以上の地図。 イ 周囲に既存の温泉がある場合は、既存の温泉と申請場所との位置関係、距離を記載した周囲の状況が把握できるもの。
(5)温泉の成分分析に関する書類	[温泉を増掘するとき] 5添付書類と同じもの
(6)動力装置仕上げ断面図	動力装置の設置位置、揚水管の全長（エアコンプレッサーの場合は、送気管の先端の位置）、揚程、動水位、静水位、吐出口（ゆう出口）の地表面からの高さ、引湯方法などが記載されたもの。
(7)仕様書の写し	装置する動力の性能曲線図表などが記載されたカタログの写しで、揚水管の口径（エアコンプレッサーの場合は、送気管の口径）、申請量を揚水する際の揚水能力が明示されたもの。
(8)選定理由書	型式、出力などについて、どのような理由により当該動力を選定し、その位置に動力を設置することとしたのかが、揚水試験の結果を基に説明されているもの。
(9)揚水試験結果報告書	温泉を申請量及び任意の量で段階的に揚水し、時間の経過とともに変動する水位や揚水量と揚水水位（動水位）が安定するまでの時間などを図表にまとめ、その試験結果に基づきゆう出路（源泉）のゆう出能力の説明がされているもの。 平成17年12月22日付け医薬第1286号揚水試験の指針を参考に揚水試験を実施し、指定の様式で報告書を作成し、提出すること。 ※ 参考法令等別紙7 揚水試験指針
(10)影響調査結果報告書	附近源泉への影響の有無についての調査結果が記載されたもので、附近源泉への影響が心配される地域、又は保護地域、準保護地域での申請の場合などに必要となります。（北海道温泉保護対策要綱上、保護地域又は準保護地域に係る申請は、附近源泉に影響を及ぼさない範囲で認めるとされています。） 平成17年12月22日付け医薬第1286号影響試験の指針を参考に影響試験を実施し、指定の様式で報告書を作成し、提出すること。 ※ 参考法令等別紙8 影響試験指針
(11)誓約書	申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約書（法第11条第3項）。
(12)地籍図又は測量図	動力を装置する位置が明記された地籍図又は測量図。

(13) 土地を使用する権利を証明する書類	[温泉を掘削するとき] 5添付書類と同じもの
(14) 定款又は寄付行為の写し	ア 申請者が法人の場合は提出してください。 イ 法人の登記事項証明書でも結構です。
(15) 同意書又は理由書	[温泉を掘削するとき] と同じもの。
(16) 柱状図	動力を装置するゆう出路（源泉）の柱状図。
6 申請に際しての注意	掘削許可申請に際しての注意と併せ、次の点に注意してください。 (1) 申請揚水量は温泉の保護を図るため、利用施設の規模に応じた必要最小限の量にしてください。 (2) 動力装置の設置位置を切り下げたり、揚水能力を増強するときは、新たに申請しなければなりません。 (3) 温泉の効率的な利用を図るため、引湯管に保温効果の高いものを用いたり、貯湯槽を設けるなどしてください。 (4) 許可の有効期間は許可日から2年間です。その期間に工事が完了しない場合、原則、許可は失効します。

掘削や増掘、動力装置の許可更新申請について

掘削や増掘、動力装置の許可を受けた者が許可の有効期間を更新をする場合は許可更新申請をしてください。

1 届出書の様式	別記第2号様式
2 提出部数	1部
3 記載上の注意	掘削等の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に、完了しないと見込まれるときは、1回に限り、2年を限度としてその有効期間を更新することができます。 やむを得ない理由には経営上の理由等、自己の都合は認めておりません。

掘削や増掘、動力装置の許可承継承認申請について

[合併等のとき]

掘削や増掘、動力装置の許可を受けた法人から事業を承継をする法人は、許可を受けた法人が合併又は分割の登記をする前に許可を受けた者の地位の承継承認申請をしてください。

1 届出書の様式	別記第3号様式
2 申請手数料	8,700円（金額相当の収入証紙をちょう付してください。）
3 提出部数	1部

4 添付書類	
(1) 合併契約書等の写し	合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写しを添付してください。
(2) 誓約書	申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約書。

[相続のとき]

掘削や増掘、動力装置の許可を受けた者から当該許可に係る事業を相続する場合は被相続人の死亡後60日以内に許可を受けた者の地位の承継承認申請をしてください。

1 届出書の様式	別記第4号様式
2 申請手数料	8,700円（金額相当の収入証紙をちょう付してください。）
3 提出部数	1部
4 添付書類	
(1) 続柄を証する書類	被相続人との続柄を証する書類（被相続人の戸籍謄本等）を添付してください。
(2) 同意書	相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付してください。
(3) 誓約書	申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約書。

土地掘削や増掘施設等変更許可申請について

掘削や増掘の許可を受けた者は、掘削や増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について、可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは施設等変更許可申請をしてください。

重要な変更とは掘削等工事の施工方法の変更であつて主要な方式の変更に係るものとしします。

主要な方式の変更とは、ロータリー式掘削法から衝撃式など掘削の原理を変更する場合は当てはまります。

1 届出書の様式	別記第4号様式その2
2 申請手数料	22,000円（金額相当の収入証紙をちょう付してください。）
3 提出部数	1部
4 添付書類	
(1) 設備の配置図及び主要	変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図を作成して申請書に添付してください。

な 設 備 の 構 造 図	※ 作成例 H20年環境省作成パンフレットP5～6
(2) 施設の位置 構造及び設 備並びに掘 削の方法が 基準に適合 することを 証する書面	変更後の掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面を作成して申請書に添付してください。 ※ 参考法令等別紙5 ◎ 温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面
(3) 変更後の掘 削時災害防 止規程	掘削時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の規程を作成して申請書に添付するとともに現場に備えてください。

掘削等の工事に関する届出について

[工事に着手したとき]

工事に着手したときは、着手した日から10日以内に**工事着手届出書**を提出してください。ただし、**動力装置工事着手届出書**は着手しようとする日の5日前までに提出してください。

工事着手届出書が提出されると、温泉監視員が現地調査を行い、許可条件に合致しているかどうかを確認します。

1 届出書の様式	別記第18号様式
2 提出部数	1部
3 記載上の注意	工事の請負人がいる場合は、備考にその住所及び氏名を記載してください。
4 注意事項	(1) 工事中にも必要に応じて随時、立入検査を行ったり報告を求めることがあります。 (2) ゆう出口には、ゆう出量や温度を測定できる装置を必ず取り付けてください。 また、水位測定口も併せて設けてください。 流量計、温度計、水位計を設置するなどして、源泉の状態を自主管理してください。 (3) 温泉のゆう出を停止又は制限できる装置を必ず取り付けてください。 (4) 温泉を利用せずに放流することは絶対にやめてください。 (5) 必ず許可内容どおりの工事を行ってください。 許可内容と工事内容に相違があると許可が取り消されることや無許可の掘削行為と見なされることがあります。

[工事を中止したとき]

掘さくなどの工事を中止したときは、**工事中止届出書**を工事を中止した日から10日以内に提出してください。

1 届出書の様式	別記第17号様式
----------	----------

2 提出部数	1 部
3 記載上の注意	備考に中止の具体的な理由、現状及び工事再開予定日を記載してください。また、工事の請負人がいる場合は、その住所及び氏名を記載してください。

[工事を再開したとき]

中止した工事を再開したときは、再開した日から10日以内に**工事再開届出書**を提出してください。

1 届出書の様式	別記第18号様式
2 提出部数	1 部
3 記載上の注意	工事の請負人がいる場合は、備考にその住所及び氏名を記載してください。

[工事を完了したとき]

掘削や増掘、動力装置の工事を完了したときは、完了した日から10日以内に**工事完了届出書**を提出してください。

1 届出書の様式	別記第5号様式
2 提出部数	1 部
3 記載上の注意	
(1)工事施工の結果	<p>ア 掘削又は増掘の場合 ゆう出量（毎分）、温度並びにゆう出路の口径及び深さを記載してください。</p> <p>イ 動力装置の場合 動力の型式、口径、出力、設置位置及び揚水量（毎分）を記載してください。</p>
(2)備考	工事の請負人がいる場合は、その住所及び氏名を記載してください。
4 添付書類	<p>(1) 掘削又は増掘の場合 地質柱状図、孔内検層図及びケーシングプログラム。 災害防止規程の別紙6に示す日常点検表の記録</p> <p>(2) 動力装置の場合 動力装置仕上げ断面図</p>
5 注意事項	<p>(1) 温泉がゆう出したときは、温泉成分の分析を行ってください。</p> <p>(2) ゆう出した温泉は利用計画書のとおり、速やかに、かつ適正に利用してください。</p> <p>(3) 温泉がゆう出しなかった場合で、その後増掘又は動力を装置する意思がないときは、廃孔届を提出し、原状に回復してください。</p>

[工事に着手する意志がなくなったとき]

掘削や増掘、動力装置の許可を受けた後、工事に着手する意思がなくなったとき、又は工事の中止後、再開の意思がなくなったときは速やかに**工事廃止届出書**を提出してください。

1 届出書の様式	別記第5号様式
2 提出部数	1部
3 記載上の注意	(1) 廃止理由 廃止理由は具体的に記載してください。(例 資金不足により着工困難なため。) (2) 備考 廃止後の措置の内容及び状況を具体的に記載してください。また、工事の請負人がいる場合は、その住所及び氏名を記載してください。
4 添付書類	その許可の指令書(原本)を添付してください。

[温泉を廃止するとき]

温泉関係事務処理要領第3章第2節第1款7による温泉のゆう出路を廃止したときは、速やかに**廃孔届出書**を提出し、原状に回復してください。

1 届出書の様式	別記第21号様式
2 提出部数	1部
3 記載上の注意	(1) 廃止後の措置 廃止の理由及び廃止後の措置は、具体的に記載してください。 (2) 備考 工事の請負人がいる場合は、その住所及び氏名が記載してください。
4 注意事項	源泉が次の状態にある場合は、廃孔してください。 (1) 掘削後、温泉がゆう出しなかった場合で、その後増掘又は動力を装置する意思がないもの。 (2) 枯渇源泉で今後の利用見込みがないもの。 (3) ゆう出路が土中に埋没若しくは原形をとどめていないもので長年利用していないもの。 (4) 温泉はゆう出しているが、長年利用していないもの。 (5) 代替掘削を行った場合の旧源泉。

温泉の採取について

[温泉にメタンが相当量含まれているとき]

可燃性天然ガスの安全対策を実施しなければならないメタンが相当量含まれている温泉源から温泉の採取を反復継続的に業として行おうとする者は、温泉の採取の場所(源泉)ごとに、**温泉採取許可申請**をしてください。

温泉採取許可申請がされると、温泉監視員が現地調査を行い、許可条件に合致しているかどうかを確認する場合があります。

1	報告書の様式	別記第6号様式2
2	申請手数料	40,000円（金額相当の収入証紙をちょう付してください。）
3	提出部数	1部
4	記載上の注意	温泉の採取を行おうとする場所には、源泉の所在地を記載します。
5	添付書類	
	(1) 設備の配置図及び主要な設備の構造図	<p>設備とは可燃性天然ガス発生設備並びにこれらの間の配管のほか、同じ部屋にあるガス換気設備、ガス警報設備、火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備及び電気設備を指します。</p> <p>配置図には、屋外と屋内の関係を明確に示すとともに、ガス排出口から横3m、上方8m、下方0.5m以内の建築物、工作物、電気設備等の位置関係を示す見取り図が含まれている必要があります。</p> <p>主要な設備とは、可燃性天然ガス発生設備、ガス換気設備、ガス警報設備、火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備（ガス濃度と連動した自動停止機能があるものに限る）及び電気設備（防爆機能又はガス濃度と連動した自動停止機能があるものに限る。）を指します。</p> <p>※ 可燃性天然ガス発生設備とは温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口を指します。</p>
	(2) 施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が基準に適合することを証する書面	<p>イ 温泉井戸又はガス分離設備が屋外に設置されている場合</p> <p>ロ 温泉井戸又はガス分離設備が屋内に設置されている場合</p> <p>ハ 温泉井戸が地下ピットに設置されている場合の作成例があります。</p> <p>※ 参考法令等別紙9</p> <p>◎ 温泉法施行規則第6条の2第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面</p>
	(3) 設備の設置の状況を現した写真	(1) で指す設備の設置の状況を撮影したカラー写真で各設備1枚程度をA4版用紙に貼るかカラー印刷したもの。
	(4) メタンの測定結果を記録した書面	<p>イ 登録分析機関又は同等以上の能力を有すると認められた者により行われた測定結果を添付してください。ガス分離設備通過後のメタンを測定した結果を結果報告書例（B）により作成すること。</p> <p>ロ 登録分析機関又は同等以上の能力を有すると認められた者により行われた測定結果を添付してください。施行規則第6条の3第1項第3号イ又はロに該当する排出口がある場合に結果報告書例（C）により作成すること。</p> <p>ハ 温泉の採取に伴い発生する「メタンの量」を示す書類を添付してください。「メタンの量」は温泉付随ガスの発生量（温泉のゆう出量×ガス水比）にメタンの濃度を乗じたものです。ただし、可燃性天然ガス発生</p>

	<p>設備の構造上等の理由によりメタンの量を測定することが困難な場合は除きます。「メタンの量」は（イ）の報告書の中に合わせて記載することでも結構です。</p> <p>※ 平成20年10月1日の温泉法改正の際に既存源泉であった場合で、過去の揚水試験時のガス分析調査を実施している場合は、その調査でガス水比を測定していますので（分析を実施した事業者に照会する）、調査結果から上記の方法で「メタンの量を」示す書類を添付してください。</p> <p>※ 今後、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課からガス分析等を実施するよう指導があった場合は、その結果から申請予定のゆう出量のメタンの量を把握してください。</p> <p>※ 温泉法におけるメタンの濃度測定マニュアルのP18（ホ）を参照すること。</p> <p>※ 参考法令等別紙10結果報告書例（A）（B）（C）</p> <p>※ 参考法令等別紙11測定機関リスト一覧</p>
(5)採取時災害防止規程	<p>採取時災害防止規程を作成し申請書に添付するとともに採取の場所に備えてください。</p> <p>※ 参考法令等別紙12</p> <p>◎ 災害防止規程（採取）</p>
(6)誓約書	<p>申請者が温泉法第14の2条第2項第2号から第4号までに該当しない者であることの誓約書。</p>

[温泉にメタンが相当量含まれていないとき]

可燃性天然ガスの安全対策を実施しなければならないメタンが相当量含まれていない温泉源から温泉の採取を反復継続的に業として行おうとする者は、可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害防止のための措置を必要としないものとして**可燃性天然ガス濃度確認申請**をしてください。

1 報告書の様式	別記第6号様式5
2 申請手数料	8,700円（金額相当の収入証紙をちょう付してください。）
3 提出部数	1部
4 記載上の注意	温泉の採取を行おうとする場所には、源泉の所在地を記載します。
5 添付書類	
(1)採取の場所の写真	カラー写真2枚程度（源泉及び源泉を含めた周囲の写真）をA4版用紙に貼るか、カラー印刷したもの。
(2)測定状況の写真	<p>測定機材、測定場所（気泡の有無が分かる写真、気泡が認められず貯湯槽がある場合は貯湯槽の状況の写真）、測定中の状況（ガスの収集（測定方法ごとに収集方法が判別できるもの）及び測定状況）等を撮影したカラー写真各1枚から2枚程度をA4版用紙に貼るか、カラー印刷したものとするが、測定を実施する者が結果報告書に添付し提出したものでよい。</p> <p>なお、各写真には測定年月日を記載した黒板等を写し込んでください。</p>

	(3)メタンの測定結果を証する書面の写し	登録分析機関又は同等の能力を有すると認められた者により行われた測定結果の写しを添付してください。
6 注 意 事 項	<p>施行規則第6条の6第2項の規定に基づき、みなしてもらうことを意図した申請には、当該申請の対象となっている温泉の濃度の測定に関する申請書記載事項、添付書類が省略できます。</p> <p>ただし、調査した結果、みなし規定に該当しなかった場合は、申請者はメタンの濃度を測定した上で再度申請を行うこととなります。</p> <p>みなし規定を適用するためには、申請者の所有する源泉の情報と近隣の源泉の情報を対比する必要がありますので、次の書類を添付してください。</p> <p>また、次の書類以外の提出を求められることもありますので、申請の前に確認してください。</p> <p>(1) 噴出口等採取場所の温泉の写真（気泡が目視できないことの証明）</p> <p>(2) 近隣の源泉の位置を示した図面</p> <p>(3) 近隣の源泉情報（深度、源泉間距離、成分分析結果、メタンの測定結果）</p> <p>(4) 地質構造（柱状図）</p> <p>※ 近隣とは同一の温泉地内をいいますが、地域の実情を踏まえて判断することとします。</p> <p>※ 申請者が提出することが困難である場合には、行政側で判断するための材料を準備する必要もある。</p>	

温泉採取の許可承継承認申請について

[合併等のとき]

温泉採取の許可を受けた法人から事業を承継する法人は、許可を受けた法人が合併又は分割の登記をする前に許可を受けた者の地位の承継承認申請をしてください。

1 届出書の様式	別記第6号様式の3
2 申請手数料	8,700円（金額相当の収入証紙をちょう付してください。）
3 提出部数	1 部
4 添付書類	<p>(1)合併契約書等の写し 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写しを添付してください。 分割の形態等によっては登記申請日より前に分割等の効力が発生する場合があります。</p> <p>(2)誓約書 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることの誓約書。</p>

[相続のとき]

温泉採取の許可を受けた者から当該許可に係る事業を相続をする場合は被相続人の死亡後60日以内に許可を受けた者の地位の承継承認申請をしてください。

1 届出書の様式	別記第6号様式の4
2 申請手数料	8,700円（金額相当の収入証紙をちょう付してください。）
3 提出部数	1部
4 添付書類	
(1) 続柄を証する書類	被相続人との続柄を証する書類（被相続人の戸籍謄本等）を添付してください。
(2) 同意書	相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付してください。
(3) 誓約書	申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることの誓約書。

可燃性天然ガス濃度確認の承継届出について

[譲渡のとき]

可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた者から事業の譲渡により確認を受けた者の地位を承継した者は、確認の承継届出をしてください。

1 届出書の様式	別記第6号様式の6その1
2 提出部数	1部
3 添付書類	
(1) 譲渡に関する契約書の写し	事業の全部の譲渡の場合にあつては、譲渡に関する契約書の写しを添付してください。

[相続のとき]

可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた者からその者の地位を相続した場合は確認の承継届出をしてください。

1 届出書の様式	別記第6号様式の6その2
2 提出部数	1部
3 添付書類	
(1) 続柄を証する書類	被相続人との続柄を証する書類（被相続人の戸籍謄本等）を添付してください。

(2)同意書	相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付してください。
--------	---

[合併等のとき]

可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた者から事業の合併又は分割により確認を受けた者の地位を承継した者は、**確認の承継届出**をしてください。

1 届出書の様式	別記第6号様式の6その3
2 提出部数	1部
3 添付書類	
(1)合併契約書等の写し	合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写しを添付してください。

温泉採取施設等変更許可申請について

温泉の採取事業の許可を受けた者は温泉の採取のための施設の位置等や温泉の採取の方法について可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは**施設等変更許可申請**をしてください。

重要な変更とは可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造の変更、ガス換気設備の位置又は構造の変更、可燃性ガスの警報設備の位置又は構造の変更が当てはまります。

1 届出書の様式	別記第6号様式の7
2 申請手数料	22,000円（金額相当の収入証紙をちょう付してください。）
3 提出部数	1部
4 添付書類	
(1)変更に係る設備の配置図及び主要な設備の構造図	変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図を作成して申請書に添付してください。 「温泉の採取について－[温泉にメタンが相当量含まれているとき]－5－(1)」等を参照してください。
(2)温泉の採取の施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が基準に適合することを証する書面	変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる技術基準に適合することを証する書面を作成して申請書に添付してください。
(3)変更前の	変更に係る設備の変更前の状況を撮影したカラー写真

状況写真	1枚から2枚程度をA4版の紙に貼るか、カラー印刷したもの。
(4)変更後の採取時災害防止規程	採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の規程を作成し申請書に添付するとともに現場に備えてください。
(5)指令書等	採取事業許可指令書又はガス濃度確認書を添付してください。

[変更工事を完了したとき]

温泉の採取施設等の変更工事を完了したときは、速やかに**変更工事完了届出書**を提出してください。

1 届出書の様式	別記第22号様式
2 提出部数	1部
3 添付書類	
(1)設備の設置の状況を現した写真	変更に係る設備の変更後の状況を撮影したカラー写真1枚から2枚程度をA4版の紙に貼るか、カラー印刷したもの。
(2)メタンの測定結果を記録した書面	登録分析機関又は同等以上の能力を有すると認められた者により行われた測定結果を添付してください。 変更後のガス分離設備通過後のメタンを測定した結果を結果報告書例(B)により作成すること。
(3)ガス排出口のメタンの測定結果を記録した書面	登録分析機関又は同等以上の能力を有すると認められた者により行われた測定結果を添付してください。 可燃性天然ガス発生設備の構造を変更し、施行規則第6条の3第1項第3号イ又はロに該当する排出口がある場合に結果報告書例(C)により作成すること。 ※ 参考法令等別紙10結果報告書例(A)(B)(C) ※ 参考法令等別紙11測定機関リスト一覧
4 注意事項	(1) 変更工事後、ガス分離装置通過後の温泉又はガス排出口(施行規則第6条の3第1項第3号イ又はロに該当する場合)のメタンの測定結果が環境省令で定める基準値に適合していることを確認してください。 (2) メタンの測定結果が環境省令で定める基準値に適合しない場合、温泉を採取することができません。

[変更工事に着手する意志がなくなったとき]

温泉の採取施設等の変更工事の許可を受けた後、工事に着手する意思がなくなったときは速やかに**変更工事廃止届出書**を提出してください。

1 届出書の様式	別記第22号様式
2 提出部数	1部
3 記載上の注意	備考欄に廃止理由を具体的に記載してください。

	(例：資金不足により着工困難なため。)
4 添付書類	その許可の指令書（原本）を添付してください。

温泉採取事業廃止届出について

温泉法第14条の8第1項の規程による温泉の採取の事業を廃止する場合は、温泉採取事業届出をしてください。

1 届出書の様式	別記第6号様式の8
2 提出部数	1部
3 添付書類	
(1) 許可を受けた者のゆう出路の埋め戻しの状況の図面	温泉の採取の許可を受けた者にあつては、温泉のゆう出路の埋め戻しの状況を表示した孔内状況図を添付してください。
(2) 許可を受けた者のゆう出路の埋め戻しの状況の写真	温泉の採取の許可を受けた者にあつては、温泉のゆう出路の埋め戻しの工事前、工事中、工事後の状況を撮影したカラー写真各1枚から2枚程度をA4版の紙に貼るか、カラー印刷したものを添付してください。
4 温泉のゆう出路の埋め戻しの状況	採取の許可を得ている場合は埋め戻しが必要です。埋め戻した工事の方法等を記入してください。
5 申請に際しての注意	採取を行う者が変わった場合で、そのまま継続して採取を行う場合には、廃止届出は必要ですが埋め戻しは必要ありません。

[温泉成分等の分析について]

温泉を公共の浴用又は飲用に供するときは、必ず都道府県知事の登録を受けた登録分析機関で温泉成分の分析を実施し、その後、定期的に（10年以内）に再分析をおこなわなければなりません。

令和2年4月1日現在、登録を受けている分析機関

	施設の名称	所在地	電話番号
1	北海道立衛生研究所	札幌市北区北19条西12丁目	011-747-2735
2	(一財)北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター	札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6	011-824-1348
3	㈱ホクカン 環境化学 分析センター	旭川市永山14条3丁目3番4号	0166-24-5593
4	㈱環境総合科学	苫小牧市豊川町2丁目1番2号	0144-75-2181

5	(株)環境科学研究所	函館市西桔梗町28番地の1	0138-48-6211
6	太平洋総合コンサルタント(株)	釧路市材木町15番5号	0154-41-2633
7	(株)環境プロジェクト	札幌市厚別区厚別西1条1丁目8番10号	011-895-6210
8	(株)エコニクス リサーチラボ	恵庭市相生町70番地	0123-25-6512
9	日本衛生(株) 環境分析センター	札幌市清田区平岡1条1丁目1番40号	011-888-0122
10	(株)第一岸本臨床検査センター 苫小牧本社	苫小牧市日吉町2丁目3番9号	0144-72-5712
11	北海道三井化学(株)	砂川市豊沼町1番地	0125-52-2384

依頼方法、分析手数料など詳しいことは直接、上記分析機関にお問い合わせください。

温泉の利用について

[温泉を採取するとき]

自然ゆう出している温泉から温泉を採取して利用するとき、採取した日から10日以内に**温泉採取状況報告書**を提出してください。

1	報告書の様式	別記第12号様式
2	提出部数	1部
3	添付書類	自然ゆう出泉から温泉を採取し利用するときは、温泉ゆう出地が使用できることを証明する書類、採取した温泉の利用計画、源泉位置のわかる図面を添付してください。 添付する書類については[温泉を掘削するとき]5添付書類を参考にしてください。
4	注意事項	採取の前に温泉採取許可申請又は確認申請が必要です。

[温泉を利用するとき]

温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとするときは、**温泉利用許可申請**をしてください。

なお、暖房や自家用浴用など公共の浴用又は飲用以外に利用するときは必要ありません。

1	申請書の様式	別記第7号様式
2	申請手数料	34,800円(金額相当の収入証紙をちょう付してください。)

3 提出部数	1 部														
4 記載上の注意	<p>(1) 工事の請負人がいる場合は、備考にその氏名及び住所を記載してください。</p> <p>(2) 複数のゆう出路（源泉）からの温泉水を混湯して利用する場合は、申請書の各項目について、各ゆう出路（源泉）ごとに記載してください。</p>														
5 添付書類	<p>添付する書類は、[温泉を掘削するとき] 及び [温泉を増掘するとき] 5 添付書類を参考にしてください。</p> <table border="1" data-bbox="244 521 1410 1379"> <tr> <td data-bbox="244 521 491 589">(1)温泉分析書の写し</td> <td data-bbox="496 521 1410 589">[温泉を増掘するとき] 5 「添付書類」と同じもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 595 491 797">(2)利用する施設の構造に関する書類</td> <td data-bbox="496 595 1410 797">浴室、浴槽、飲泉所、貯湯槽及び配管の図面。縮尺及び寸法のほか、複数のゆう出路（源泉）から引湯し、混湯して利用する場合にあっては、混湯の割合、混湯場所が明記され、容積が算定できる平面図、正面図、断面図及び源泉からの配管状態が分かる図面。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 804 491 898">(3)排水計画書</td> <td data-bbox="496 804 1410 898">廃水の処理方法や排水経路、排水先などが記載されたもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 904 491 1032">(4)分湯を受けることを証明する書類</td> <td data-bbox="496 904 1410 1032">他人の源泉から分湯を受ける場合は、分湯を受けられることを証明する書類。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1039 491 1167">(5)水質検査成績書の写し</td> <td data-bbox="496 1039 1410 1167">飲用の場合は、飲泉口より採取した温泉を温泉の利用基準で定める項目（一般細菌・大腸菌群・全有機炭素）について検査した水質検査成績書の写し。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1173 491 1267">(6)誓約書</td> <td data-bbox="496 1173 1410 1267">申請者が温泉法第15条第2項第1号から第3号までに該当しない者であることの誓約書。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1274 491 1379">(7)定款又は寄付行為の写し</td> <td data-bbox="496 1274 1410 1379">ア 申請者が法人の場合は提出してください。 イ なお、法人の登記事項証明書でも結構です。</td> </tr> </table>	(1)温泉分析書の写し	[温泉を増掘するとき] 5 「添付書類」と同じもの	(2)利用する施設の構造に関する書類	浴室、浴槽、飲泉所、貯湯槽及び配管の図面。縮尺及び寸法のほか、複数のゆう出路（源泉）から引湯し、混湯して利用する場合にあっては、混湯の割合、混湯場所が明記され、容積が算定できる平面図、正面図、断面図及び源泉からの配管状態が分かる図面。	(3)排水計画書	廃水の処理方法や排水経路、排水先などが記載されたもの。	(4)分湯を受けることを証明する書類	他人の源泉から分湯を受ける場合は、分湯を受けられることを証明する書類。	(5)水質検査成績書の写し	飲用の場合は、飲泉口より採取した温泉を温泉の利用基準で定める項目（一般細菌・大腸菌群・全有機炭素）について検査した水質検査成績書の写し。	(6)誓約書	申請者が温泉法第15条第2項第1号から第3号までに該当しない者であることの誓約書。	(7)定款又は寄付行為の写し	ア 申請者が法人の場合は提出してください。 イ なお、法人の登記事項証明書でも結構です。
(1)温泉分析書の写し	[温泉を増掘するとき] 5 「添付書類」と同じもの														
(2)利用する施設の構造に関する書類	浴室、浴槽、飲泉所、貯湯槽及び配管の図面。縮尺及び寸法のほか、複数のゆう出路（源泉）から引湯し、混湯して利用する場合にあっては、混湯の割合、混湯場所が明記され、容積が算定できる平面図、正面図、断面図及び源泉からの配管状態が分かる図面。														
(3)排水計画書	廃水の処理方法や排水経路、排水先などが記載されたもの。														
(4)分湯を受けることを証明する書類	他人の源泉から分湯を受ける場合は、分湯を受けられることを証明する書類。														
(5)水質検査成績書の写し	飲用の場合は、飲泉口より採取した温泉を温泉の利用基準で定める項目（一般細菌・大腸菌群・全有機炭素）について検査した水質検査成績書の写し。														
(6)誓約書	申請者が温泉法第15条第2項第1号から第3号までに該当しない者であることの誓約書。														
(7)定款又は寄付行為の写し	ア 申請者が法人の場合は提出してください。 イ なお、法人の登記事項証明書でも結構です。														
6 申請に際しての注意	<p>(1) 温泉を利用する施設が完成してから申請してください。</p> <p>(2) 利用する温泉が温泉の採取についての温泉採取許可又は可燃性天然ガス濃度確認を得ているかどうか確認をする必要があります。</p> <p>(3) 申請前に必ず温泉の成分分析を行ってください。</p> <p>(4) 施設に必要な湯量が確保されないなど公衆衛生上支障があるときは許可にならないことがあります。 許可の単位は、原則として浴用にあつては浴室ごと、飲用にあつては蛇口ごとですが、構造設備によっては、一括許可となることもありますので、事前に保健所へ相談してください。</p> <p>(5) 移動式の手湯及び足湯に係る温泉の利用許可を得る場合は、温泉関係事務処理要領第2章第2節第12款「移動式の手湯及び足湯に係る温泉の利用許可等の取り扱いについて」により申請してください。</p> <p>(6) 飲用に係る温泉の利用許可を得る場合は、平成20年4月17日付け医薬第163号で通知の飲用利用基準の一部改正により申請してください。</p> <p>※ 法令等参考別紙13</p>														

[温泉の成分等の掲示]

温泉利用許可を受けて利用を開始するときは、浴用にあつては施設内の見易い場所（例えば脱衣所）に、飲用にあつては飲泉所に、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意などを掲示しなければなりません。

掲示の内容は、事前に**温泉の成分等掲示届出書**により届け出てください。

1 届出書の様式	別記第10号様式
2 提出部数	1部
3 記載上の注意	掲示する場所は、具体的に記載してください。 (例 男・女の脱衣所、男・女の浴室。)
4 添付書類	温泉法施行規則第10条で定められた温泉の成分、適応症、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意が記載された書類を提出してください。 また、掲示内容が網羅されている場合は、登録分析機関の 温泉分析書の写し でも結構です。
5 注意事項	加水、加温、循環・ろ過、入浴剤の使用、消毒を行っているなど、温泉をそのまま利用していない場合は、その旨を掲示しなければなりません。

[温泉の利用を休止したとき]

温泉の利用を休止したときは、休止した日から10日以内に**温泉利用休止届出書**を提出してください。

1 届出書の様式	別記第16号様式その1
2 提出部数	1部
3 記載上の注意	(1) 休止の理由は具体的に記載してください。 (2) 利用許可を受けている場合は保健所長、利用許可を受けていない場合は北海道知事へ提出してください。

[温泉の利用を休止したものを再開したとき]

休止した温泉の利用を再開したときは、再開した日から10日以内に**温泉利用再開届出書**を提出してください。

1 届出書の様式	別記第16号様式その2
2 提出部数	1部
3 記載上の注意	利用許可を受けている場合は保健所長、利用許可を受けていない場合は北海道知事へ提出してください。

[温泉の利用を廃止したとき]

温泉の利用を廃止したときは、廃止した日から10日以内に**温泉利用廃止届**を提出してください。

1 届出書の様式	別記第16号様式その3
2 提出部数	1部
3 記載上の注意	(1) 廃止の理由は具体的に記載してください。 (2) 届出書のあて名は、利用許可を受けている場合は保健所長、利用許可を受けていない場合は北海道知事としてください。
4 添付書類	利用許可を受けている場合は、許可の指令書を添付してください。

温泉利用許可の承継承認申請について

[合併等のとき]

温泉の利用の許可を受けた法人から事業を承継する法人は、許可を受けた法人が合併又は分割の登記をする前に許可を受けた者の地位の承継承認申請をしてください。

1 届出書の様式	別記第8号様式
2 申請手数料	8,700円（金額相当の収入証紙をちょう付してください。）
3 提出部数	1部
4 添付書類	
(1) 合併契約書等の写し	合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写しを添付してください。
(2) 誓約書	申請者が温泉法第15条第2項第1号から第3号までに該当しない者であることの誓約書。

[相続のとき]

温泉の利用の許可を受けた者から当該許可に係る事業を相続をする場合は被相続人の死亡後60日以内に許可を受けた者の地位の承継承認申請をしてください。

1 届出書の様式	別記第9号様式
2 申請手数料	8,700円（金額相当の収入証紙をちょう付してください。）
3 提出部数	1部
4 添付書類	
(1) 続柄を証する書類	被相続人との続柄を証する書類（被相続人の戸籍謄本等）を添付してください。
(2) 同意書	相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意

	により温泉利用等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付してください。
(3)誓約書	申請者が温泉法第15条第2項第1号から第2号までに該当しない者であることの誓約書。

その他必要な届出について

[温泉ゆう出路のしゅんせつをするとき]

ゆう出路の底に堆積した沈殿物などを取り除くためにしゅんせつ工事を行うときは、工事に着手する10日前までに**温泉ゆう出路しゅんせつ届出書**を提出してください。

1 届出書の様式	別記第15号様式
2 提出部数	1部
3 記載上の注意	(1) 工事の内容 沈殿物又は土石類の除去、挿入管の交換などのように簡潔に記載してください。 (2) 備考 工事の請負人がいる場合は、その住所及び氏名を備考に記載してください。
4 注意事項	「しゅんせつ」とは、ゆう出路の口径を拡張したり、深度を増すことなく源泉を保全する行為、例えばゆう出管の交換や修繕をいいます。 長期間土中に埋没していたものや、温泉がゆう出しないため、あるいは温泉のゆう出量が減少したために久しく利用しないまま放置されていた源泉を新たな需要に応ずる目的で復旧する行為は、しゅんせつと認めていません。

[温泉ゆう出路のしゅんせつが終了したとき]

しゅんせつ工事が完了したときは、工事が完了した日から10日以内に**温泉ゆう出路しゅんせつ終了届出書**を提出してください。

1 届出書の様式	別記第19号様式
2 提出部数	1部
3 記載上の注意	(1) 工事の内容 沈殿物又は土石類の除去、挿入管の交換などのように簡潔に記載してください。 (2) 備考 工事の請負人がいる場合は、その住所及び氏名を備考に記載してください。

[温泉の動力装置を変更するとき]

温泉のゆう出量の増加を来さない範囲内で動力装置を変更しようとする

きは、変更しようとする日の10日前までに**温泉動力装置変更届出書**を提出してください。

1 届出書の様式	別記第20号様式
2 提出部数	1部
3 添付書類	同種ポンプの変更の場合 動力装置の設置場所が記された動力装置仕上げ断面図、仕様書の写し。 異種ポンプの変更の場合（例：陸ポンプ→水中ポンプ） (1) 揚水試験結果報告書 揚水試験の方法については、[動力を装置するとき]5添付書類を参考にしてください。 (2) 誓約書 揚水試験終了後は直ちに試験に要した一切の施設、設備を撤去する旨の誓約書
4 注意事項	(1) 温泉のゆう出量の増加を来さない範囲とは、現在のゆう出量を基準とするものであり、許可時のゆう出量を基準とするものではありません。 (2) 動力装置の出力の増強や設置位置の切り下げなどによりゆう出量が増大する場合は、新たな動力装置許可が必要となりますので注意してください。

[温泉の利用許可施設を変更するとき]

利用許可の対象となる浴室において、同じゆう出路（源泉）の温泉水を利用する浴槽の数を増やす場合やその浴槽の大きさを変える場合など、温泉の利用（浴用、飲用）施設を変更するときは、変更しようとする日の10日前までに**温泉利用許可施設変更届出書**を提出してください。

1 届出書の様式	別記第23号様式
2 提出部数	1部
3 記載上の注意	工事の請負人がいる場合は、備考にその住所及び氏名を記載してください。
4 添付書類	変更内容が具体的に分かる、施設の構造に関する書類。 (例 浴室、浴槽、飲泉所、配管並びに縮尺及び寸法を明記した平面図及び正面図。)
5 注意事項	変更内容によっては新たな利用許可を必要とする場合もありますの、事前に保健所に確認してください。

[温泉の採取者が変更になったとき]

温泉ゆう出地の売買、相続などで温泉採取者が変更になったときは、速やかに**温泉採取者変更届出書**を提出してください。

なお、届け出は、原則として、変更前の採取者（相続等の場合は変更後の採取者）が行ってください。

1 届出書の様式	別記第24号様式
----------	----------

2 提出部数	1 部
3 記載上の注意	変更後の採取者が届出書を提出する場合は、その理由を備考欄に明記してください。
4 添付書類	(1) 土地登記事項証明書 (2) 土地所有者と採取者が異なる場合は、当該土地を使用できることを示す承諾書。 (3) 法人の場合は、定款若しくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書。

**[温泉採取者の氏名・住所を変更したとき、
又はゆう出路所在地名などに変更があったとき]**

温泉採取者の氏名又は住所が変更になったとき、温泉ゆう出路の所在地の地番又は地目が変更になったとき、若しくは源泉の所在する土地の所有者が変更になったときは、速やかに**名称等変更届出書**を提出してください。

1 届出書の様式	別記第25号様式
2 提出部数	1 部
3 記載上の注意	届出書のあて名は、利用許可に関する事項についてのみ変更があった場合は保健所長、それ以外の場合は北海道知事あてとしてください。
4 添付書類	(1) 法人の名称の変更の場合は、定款若しくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書 (2) 所在地の地番又は地目の変更の場合は、土地登記事項証明書。 (3) 源泉土地所有者の変更の場合は、土地登記事項証明書及び引き続きその土地を使用できることを証明する書類。

[温泉の利用状況を把握するために提出を求める書類]

温泉採取者（未利用のゆう出路（源泉）の所有者を含む）及び温泉を利用する施設の管理者は、**温泉利用状況報告書（個表）**（別記第26号様式その1）により、毎年3月31日現在の温泉の利用の状況を報告してください。報告期日等については、毎年4月～5月に各保健所から御連絡します。

1 報告書の様式	別記第26号様式その1
2 提出部数	1 部
3 記載箇所	
(1)温泉採取者及び未利用源泉所有者の場合	ゆう出路ごとに報告書を作成し、ゆう出路（源泉）の状況を記載してください。
(2)温泉利用施設管理者の場合	利用する施設ごとに作成し、ゆう出路（源泉）の状況のうち、ゆう出路の場所、泉質及び温泉の利用施設の状況を記載してください。 温泉採取者から分湯（配湯）を受けている場合がこれ

		に該当します。
	(3)温泉採取者が施設管理者を兼ねている場合	ゆう出路ごと、利用する施設ごとに報告書を作成し、全ての欄を記載してください。
4	記載上の注意	
	(1)ゆう出路の状況	<p>ア ゆう出路の場所 ゆう出路の名称は、現在使用している名称がある場合に記載すること。(〇〇号泉、〇〇の湯等。)</p> <p>イ 泉質 温泉分析書の泉質に記載されている泉質を記載すること。</p> <p>ウ ゆう出状況 該当する項目を○で囲むこと。 なお、未利用の場合の自然ゆう出や掘削自噴とは、温泉が利用可能な状態でありながら利用されていないものを指し、動力揚水とは、動力を装置することにより揚水できるゆう出路であることを指します。</p> <p>エ ゆう出量（揚水量）及び温度 (ア) ゆう出孔（測定孔）以外での測定の場合は、備考に測定場所を記載すること。 (イ) 未利用の場合でゆう出状況で動力揚水に該当する場合は、可能な揚水量を記載すること。 (ウ) 自然ゆう出又は掘削自噴の源泉で、動力揚湯を行っている場合は、上段に動力揚水量を下段に自然ゆう出量又は自噴量を記載すること。</p>
	(2)温泉利用施設の状況欄	<p>ア 利用する施設の場所 現在使用しているものを記載すること。</p> <p>イ 利用量 (ア) 循環ろ過方式を用いている場合は、ゆう出路からの揚水量を下段にかっこ書きで併記すること。 (イ) 他目的利用により、浴用・飲用とその他目的の両方に重複して利用している場合は、重複利用している分を利用許可対象外施設にかっこ書きで記載すること。</p> <p>ウ 備考 (ア) 利用する施設が、循環ろ過方式を用いている場合や温泉を加温している場合はその旨を記載すること。 (イ) 未利用のゆう出路の場合は、未利用になった直近の利用目的を記載すること。(利用したことがない場合は当初の利用計画を記載。)</p>
5	注意事項	報告をしなかったり虚偽の報告を行った場合は、罰則の適用を受ける場合がありますので注意してください。

[その他必要な提出書類]

掘削等の許可を受けた後又は利用状況報告をした後に、次のことが生じたときには、該当事項が発生した日から10日以内に届出をしてください。
 なお、様式はありませんので任意の書式により提出してください。
 また、添付書類として、届出が必要となる事由を証する書類を併せて提出してください。

1 掘削許可申請書に記載された「温泉利用の目的」又は「着工又は完了の年月日」を変更したとき。
2 増掘又は動力装置許可申請書に記載された「増掘又は動力装置の目的」又は「着工又は完了の年月日」を変更したとき。
3 温泉採取状況報告書に記載された「利用目的」を変更したとき。
4 温泉の掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を失ったとき。
5 温泉のゆう出路における温度又はゆう出量に著しい変化があったとき。
6 死亡又は失そう（法人にあっては、解散）したとき。 この場合、戸籍法の規定による届出義務者（法人の解散の場合にあっては清算人）が届け出てください。